

労働者協同組合物語 第9回

キリスト教社会主義運動と

労働者生産協同組合 その1：キリスト教社会主義運動の開始

中川雄一郎（協同総研 / 明治大学）

1844年12月21日土曜日の夕刻に倉庫を改修した店舗を開いたロッチデール公正先駆者組合がいくつかの困難を乗り越えようと奮闘していた1848年の初めに、パリからF.D.モーリスの許に一通の手紙が届いた。差出人はJ.M.ラドローである。その手紙には、ラドロー自身がこの革命（1848年の2月革命）に「社会主義の将来」を見いだしたと、しかしその革命が真にフランス人に祝福を与えるためには「社会主義をキリスト教化すること」(christianising socialism)が必要であると記されていた。

パリの2月革命は、ロンドンで労働者の普通選挙権の獲得を目指して活動していたチャーティストたちを奮い立たせた。チャーティスト運動は、1847年11月の「国民請願」の経験によって、来るべき48年10月の「国民請願」の大集会に向けて活発化していた。ラドローとモーリスがロンドンで再会し、また彼らとC.キングズリィと一緒にチャーティスト運動を目撃した時、彼らはこの運動にある種の「恐怖」を覚えたのである。

チャーティスト運動は、形式的には「人民憲章」(People's Charter)を掲げて労働者の普通選挙権を獲得する運動であったが、しかし単なる選挙制度の改革を要求する運動では

決してなかった。チャーティストたちが目指したものは、選挙制度の改革を通じて、既存の支配階級と労働者階級との間の経済的社会的な不平等を取り除き「社会的平等」を実現することであった。失業や賃金カットに苦しんでいた労働者階級は、成人男子 初期チャーティスト運動では「成人女性の普通選挙権」の要求も含まれていたが、運動戦略上この要求はなくなってしまう 労働者が普通選挙権を獲得することで、経済的、社会的な改革を実現し、それによって彼らの「生活と労働」の条件を改善しようとしたのである 後の人たちはこれを「ナイフとフォークの問題」と呼んだ。

「ナイフとフォークの問題」を解決することとは、支配階級と労働者階級の「社会的な力のバランス」を実質的に変えることを意味する。すなわち、それは、「労働者の選挙権を保障して普通選挙を実施する」という民主主義の要求に基づいた「社会改革のプログラム」を用意していることに外ならなかったのである。それ故、支配階級や中産階級には、チャーティスト運動は「革命的な意味」をもつものだと正しくも思われたのである。ラドローもモーリスも、そして彼ら以上にキングズリィは、チャーティスト運動にある種の

「恐怖」を抱いたのである。キングズリィは、ラドローとモーリスが編集・発行していた『人民のための政治』(*Politics for the People*)に次のように書き、チャーティスト運動に反対したのである。

チャーター

憲章についての私の唯一の異議は、憲章は改革に十分に役立たない、ということである。(それによって)諸君の要求するものがどのようにして諸君の欲するままに与えられるのか、私には皆目見当がつかない。...私が言いたいことは、立法的改革が社会改革であると考えるのは誤りである、ということなのである。もし誰かが私に、憲章がならず者を改悛させ、あるいは怠惰な者を勤勉にさせた国があることを教えてくれるならば、私は憲章に対する私の考えを変えるであろうが、その話を聞くまでは私の考えを変えるわけにはいかない。私は憲章を読んで大きな失望に陥った。それは、悪意のない叫びであることは本当だとしても、私が絶えず耳にするような叫びに憂身をやつす、貧弱で剥き出しの憲法である。「労働の組織化」というあのフランス人の叫びは、多くのフランス人には価値があるかもしれないが、だが事の本質にはほど遠いものである。¹⁾

キングズリィのこの文章がチャーティスト運動に対する皮相な見解である、というのはその通りであるが、それでも彼は、モーリスの主張する「社会生活とキリスト教とを結びつけること」を目標に掲げたキリスト教社会主義を代弁してはいた。換言すると、社会改革は「人間の精神ハートの改革」なのであるから、個々人の精神的、道徳的改革が社会改革に優

先されるべきである、と彼らは強調しているのである。しかし、後で見ると、皮肉にも、キリスト教社会主義運動は、ラドローの手を通じて、「『労働の組織化』というあのフランス人の叫び」を参考にすることになるのである。だがそれは、彼らがチャーティストとは異なる方法で「社会改革」を遂行しようとした試みでもあったのである。

ラドローの労働者生産協同組合論

パリのラドローから手紙を受け取ったモーリスは、「社会主義のキリスト教化」を具体化する方法として「アソシエーション」を組織することを提案した。モーリスのこの提案は、ラドローがパリで視察したフリーエ主義派やビュシェ派の「労働者生産協同組合」をロンドンにおいてイギリスの状況に適應させて展開しようとの提案であった。「われわれは、農業者や商人が誤った、破滅的な観念によって、誤った、破滅的な実践に引き込まれずにすまそうとするのであれば、アソシエーションこそ彼らが拠って立つ原理である、と考えるが故に、アソシエーションの小規模な実験は大規模なそれよりも一段と有効であると判断する」²⁾、とモーリスは述べている。彼らはこの頃になると労働者と親交を結ぶためにたびたび集会を開催し、1848年末になるとトマス・ヒューズやF. J. ファーニバルなどが彼らの戦列に加わると同時に、チャーティストでありオウエン主義者であったW. クーパーが集会に参加してきた。モーリスやラドローたちキリスト教社会主義者がこのように労働者と親交をもち、戦列を拡大して、アソシエーション=労働者生産協同組合の運動を始めるよう彼らを突き動かした理由があった。それは、彼らをして非常な戦慄を覚えさせた事実が依然として存在していたこと

であった。

1849年にヘンリー・メイヒューは『モーニング・クロニクル』紙に「ロンドンの労働とロンドンの貧民」(London Labour and the London Poor)と題した記事を掲載した。メイヒューは、ロンドンの苦汗労働者やスラム住民の生活と労働の状態を調査し、彼らが直面している日々の惨状と恐怖について具体的な事例を挙げて書き綴った。同じ年の8月から9月にかけてロンドンでコレラが発生したことで、メイヒューの記事に一層の信憑性が裏書されることになった。若きキリスト教社会主義者たちにこの事実は大きなショックを与えた。とりわけラドローは、イギリスの社会秩序とこの悲惨な事実とを関連させて、彼らの運動を考えざるを得なくなった。彼がパリで視察したアソシエーションがロンドンで起こされるようになるのにはそう時間を要しなかった。1850年2月に、彼らは「仕立工生産協同組合」(the Working Tailor's Association)を設立する³⁾。

モーリスは自らのグループに「キリスト教社会主義者」の名称を与えたのであるが、そのグループのメンバーは、しかしながら、労働者生産協同組合とイギリス社会の改革について異なるニュアンスをもっていた。例えば、モーリスとラドローである。モーリスは、総じて「イギリスの社会秩序」を信用していたので、労働者生産協同組合を「社会的プロテストの手段」に止めおいた。すなわち、彼は、労働者生産協同組合を「神の秩序」の上に社会を再組織するための手段にすぎないものとみなしていたのである。モーリスが、「小規模な労働者生産協同組合」の開始を宣言し、自治的労働者生産協同組合は政治的な組織でも運動体でもなく、本質的に教育的で倫理的な組織であり運動体である、とみ

なしたのもそのためのである。

それに対してラドローは労働者生産協同組合を「社会変革の手段」と考えた。「もしキリスト教が工業と商業の領域にわたってその真の権威を主張し、社会主義が19世紀の偉大なキリスト教革命としてその真の性格を主張することが明示されるならば、...社会は、最上層から最下層に至るまで、公然と協同の原理によって自らを規制するようになるだろう⁴⁾、とラドローは主張する。要するに、ラドローにとって「社会主義のキリスト教化」という彼らの運動目標は、何よりも労働者生産協同組合によって達成されなければならないのであるから、彼は労働者生産協同組合には「社会変革の手段」としての組織的機能が確立していなければならない、と考えた。彼が、パリで訪問し視察したいくつかの労働者生産協同組合を比較検討して、ロンドンで「適用可能」な労働者生産協同組合を立ち上げたのも、まさに「社会変革の手段」としてのそれであった。

ラドローにとって、イギリス社会の秩序を変革するもっと可能な方法は「労働者が自らを個人的労働の束縛から解放する」ことであった。それ故、労働者生産協同組合を通じて社会変革を成し遂げる主要な道筋は、「個人的労働の束縛」から労働者が自らをどのようにして解放するか、ということになる。彼はこう論じる。

われわれの任務は、キリスト教社会主義の目的が...いかなる機構によって成し遂げられるのかを明示することである。すなわち、労働者は、どのようにして競争制度の下で個人的労働の束縛から自らを解放することができるのか、また自らを解放するために他の人たちの援助を得るこ

とができるのか、ということである。この機構を他の人たちに提示する際に、われわれは、社会を車輪やスプリングの単なる集合体とみなして、生きた人間の協力関係とみなさず、また社会に活気を与える形式のみを考慮して、その精神を考えないような社会機構の盲目的崇拜に異議を唱えなければならないのである。⁵⁾

「どのようにして競争制度の下で個人的労働の束縛から自らを解放することができるのか」とのラドローのこの言葉には、2つのことが含意されている。それは「個人的労働の束縛」に代わるオルターナティブな「労働のあり方」と関係するものである。すなわち、1つは、労働者によって生み出され、生産された「利潤」(剰余)の分配方法であり、もう1つは、組合員労働者の「手当」(allowances) ラドローは労働者生産協同組合で支払われる組合員労働者の受け取り分を「賃金」(wages)ではなく、「手当」と呼んだのもつ意味である。

これら2つのことについて、ラドローは、利潤を、「経営準備金」としての「一般基金」と労働者福祉の原資としての「相互救済基金」の外に、「労働日に応じた利潤の分配」の原資とみなし、そして「労働日に応じた利潤分配」を労働者生産協同組合の機構に基づいたオルターナティブな「労働のあり方」の中心に据えて、「平等な利潤分配」によって「労働に応じた不平等な手当」を相殺することで「利潤の fellowship」として実現しようとしたのである。資本主義経済の競争制度の下にあって「個人的労働の束縛」を止揚する方法は、まさにこの「利潤の fellowship」しかない、とラドローには思えたのである。

簡潔に説明するところである。ラドローが

「労働に応じた利潤分配」という言葉を用いる場合、正確には「労働日に応じた利潤分配」を意味しており、労働者生産協同組合においては「平等な利潤分配」と、「技術や勤労」に応じた、すなわち、「労働の質的差異」に基づく「不平等な手当」とを「相互に補い合うシステム」として確立すること、これが「利潤の fellowship」であって、ラドローは、このシステムに基づいて「すべての人の共同の努力の成果」としての「利潤」を「労働日に応じて平等に分配する」ことによって「一切の個人的差異」を可能な限り消失させ、かくして労働者生産協同組合内部においては利潤分配を通じた組合員労働者間の協力関係や同胞愛が促進される、とそう考えたのである。

ラドローは「労働の質」にかなり拘った。それは、「平等な賃金を支払うことは、単純な、筋力の劣る、あるいは怠惰の者にある部分を与えるために、才能のある、気力の優れた、あるいは勤勉な者からその部分を取り上げることになるだろう。その結果は、社会の現在の状態の下では、労働者生産協同組合はむしろあまり質のよくない労働者で占められる危険にさらされる」⁶⁾ことを危惧したからであるが、彼のこの観点は正しい観点である。それ故、ラドローが「労働に応じた」という限定形容詞を付す場合、それは「労働の質」を問うているのである。彼の言うところをもう一度聴いてみよう。

この世の中において「平等な手当(賃金)」というものがあるとすれば、それは実際には「不平等な手当(賃金)」である。この社会が「純粋な共産主義の体制」にないとなれば、技術と勤労に基づいて規制される「不平等な手当(賃金)」こそが「社

会的平等の最良の表現」である。技倆と勤労に応じて手当(賃金)が支払われるのであれば、より多くのものを必要としている労働者はそれにに応じて労働するであろう。

これまで見てきたように、ラドローの「平等な利潤分配」論は「不平等な手当」論と対を成して展開されていることに特徴がある。すなわちこうである。利潤は「すべての人の共同の努力の成果」なのであるから、「労働に応じた利潤分配」は実質的に「平等な利潤分配」である。それに対して、「手当」は組合員労働者の「技倆と勤労」に応じて支払われるのであるから、本来的に不平等でなければならない。しかし、「利潤の分配」は逆に平等でなければならない。何故なら、「平等な利潤分配」は「不平等な手当のまさにその根拠である同胞愛的平等の原理」であって、「すべての人の共同の努力の成果を分配することによって、一切の個人的差異が消えてなくなる」という性格のものでなければならないからである。こうして彼は、労働者生産協同組合における「労働の質的差異」=「不平等な手当」を労働の原理として明確にすることによって、「利潤の fellowship」を遂行して「個人的労働の束縛からの労働者の解放」を実現しようとしたのである。

ラドローの「労働者生産協同組合論」を多少長く論じたのは、ラドローのこの「利潤の fellowship」がその後のイギリス労働者生産協同組合運動の理論的基礎となるからであり、しがってまた、消費者協同組合陣営=卸売協同組合連合会(CWS)との「利潤分配論争」も基本的に彼のこの理論に拠っていくことになるからであった。しかし同時に、イギリスにおける労働者生産協同組合運動にラド

ローと並んで あるいはラドロー以上に、というべきかもしれないが 影響を及ぼした人物はE.V.ニールであるので、今回はそのニールのキリスト教社会主義論と労働者生産協同組合論について語ることにしよう。

1) *Politics for the People*, "Letter to the Chartists", No.1, May 13, 1848, p.28.

2) *Tracts on Christian Socialism*, No.1, p.11.

3) その後1852年までに彼らは11の労働者生産協同組合を設立する(詳細は、拙著『キリスト教社会主義と協同組合: E.V.ニールの協同居住福祉論』日本経済評論社、2002年6月)を参照されたい。

4) *The Christian Socialist: A Journal of Association*, Vol.I, No.1, November 2, 1850, p.2.

5) *Tracts on Christian Socialism*, No.V, p.1.

6) *Ibid.*, p.13.